

令和3年1月12日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和3年1月12日（火）
午後2時00分から午後5時00分

2、開催場所：高森総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	首藤 光一
4番	檜木野 繁英	5番	色見 隆夫	6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
10番	甲斐 正一	11番	城井 若生	12番	三森 伸治
		14番	山村 珠美		

4、欠席委員：13番委員 吉良山 友二

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

6、農業委員会事務局職員

局長 後 藤 一 寛
係長 津 留 大 輔
係 丸 山 響

事務局 参加予定の方が揃われましたので、始めさせていただきたいと思
います。今日は、御案内のとおり、ちょっと重要案件でございます
ので、この後、現地のほうも見ていただくという形になりますの
で、よろしくお願いいたします。

それでは、規則に規定してあります定足数に足りておりますの
で、総会の成立を宣言いたします。

それでは、会長のほうから御挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、あけましておめでとうございます。本年もよろしく
お願いいたします。

昨年は、コロナに振り回され続け、もうそろそろいいのかと思え
ば、さらに猛威を振るっており、私事ではございますが、自分の同
級生も2、3日前に亡くなりまして、遠くの話ではなく、身近な話
になってしまいました。困ったものだと思っております。また、年
が明けましたら、久しぶりの寒波で、今日はここに来れないかと思
う程に雪が降っておりましたが、何はともあれ前に進めていかなけ
ればならない案件ばかりでございますので、今年も大変お世話にな
りますが、よろしくお願いいたします。

今日は、先ほどお話がありましたように、現地の視察も一つ間に
挟むというようなことで大変かと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、恒例の農業委員会憲章の読み上げを、今日は色見委員
さん、お願いします。

5番委員 1つ、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農
村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。

1つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させる
ため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めま
す。

1つ、農業委員会は、農地利用の最適化を目指し、担い手への農
地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促
進に努めます。

1つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い
手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努
めます。

1つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に
努め、活力ある農業と農村社会を目指します。

ありがとうございました。

事務局 それでは、早速、議事のほうに入ってまいりたいと思います。

議事の進行につきましては、規則に定めるところによりまして、
会長のほうが議長となります。

議 長 それでは、ただ今から議事に入ります。

「議第 3 9 号」

事 務 局 議第 3 9 号、高森町農業委員会会議規則第 1 3 条第 2 項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。
本委員会の決定に附する。
令和 3 年 1 月 1 2 日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議 長 はい。議事録署名委員の指名に関する件でございますが、いかがいたしましょうか。

(複数委員) 議長一任。

議 長 はい。一任ということでございますので、本日は 6 番の工藤進二委員、7 番の矢津田勇次委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、「報告第 1 1 号」

事 務 局 報告第 1 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について。
別紙のとおり本委員会に報告する。
令和 3 年 1 月 1 2 日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議 長 はい。これは報告の案件でございますので、事務局のほうから説明をしていただきます。

事 務 局 はい。では、事務局からのただ今の報告第 1 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、事務局からの説明をさせていただきます。

議案書は 4 ページ、補足資料は 2 ページをご覧ください。整理番号 1 番の案件について御説明させていただきます。今回から、議案書の備考の欄のところに、今後の農地の活用等についての簡単なメモ書きをさせていただいております。その備考を見ていただくと分かります通り、現在すでにこの方は利用権の設定がなされている農地でありましたため、幹旋等の希望はありません。

次に、整理番号 2 番の案件につきまして、議案書は 4 ページ、補足資料は 3 ページになります。畑の 2 筆につきましては、現在、口頭契約中のため、利用権設定を依頼しました。申請書は提出をすでに受理しているため、事務局での審査の後、来月総会に審議を行う予定です。また、そのほかの共有農地の相続については、これにつきましては非相続人が所有していた共有持ち分について相続しましたという内容になります。持ち分については、括弧書きの中のとおりです。

次に、3 番の案件につきまして、議案書は 4 ページ、補足資料も 4 ページになります。この方につきまして、相続人の方は町外に住んでいるとのことではありますが、年に数回、自信で管理を行いたいとのことでしたので、幹旋の希望は行っておりません。

次に、整理番号4番の案件につきまして、議案書が4ページから6ページ、補足資料が5ページから8ページになります。備考に記載のあるとおり、現在、口頭契約中のため、基盤法による利用権の設定及び山林転用については、農地法4条の申請の依頼をしています。また、議案書の5ページにあります共有農地の相続につきましては、先ほどと同じように、非相続人が所有していた共有持ち分についての相続であります。持ち分については、括弧書きの中のとおりになっております。

最後、整理番号5番の案件につきまして、議案書は6ページ、補足資料は9ページになります。備考に記載のありますとおり、現在すでに利用権の設定がなされている農地のため、斡旋の希望はありません。相続後も引き続き、同様の内容での利用権の設定を行うとのことです。

事務局からの説明は、以上になります。

議長 はい。ありがとうございました。

1番から5番までのすべてが相続案件でございますが、何か御意見等ございますか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないようでございますので、報告のとおりとさせていただきます。

続きまして、「議第40号」

事務局 議第40号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年1月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。この件につきましては、担当委員の色見委員さんに説明を求めます。

5番委員 議第40号、農地法第3条審議資料の1番について説明します。

補足資料は11ページになります。貸出人・借受人は、左記のとおりです。ちなみに、貸出人・借受人の関係は、親族関係であります。申請地は、農振農用地区域内の畑であります。借受人の要望により、使用貸借権の設定を行う農地法第3条の申請になります。借受人は、一昨年4月から、この農地で耕作を行っており、今後も引き続き、施設園芸の花弁栽培を予定しています。

御審議いただき、御決定されますようお願いいたします。

議長 はい。ありがとうございました。

この件につきましては、すでに耕作をしており、今後も続けて耕作する予定であるというようなことでございます。補足があるそうでございますので、事務局より補足をお願いいたします。

事務局 はい。それでは、ただ今の案件につきまして、事務局からの補足をさせていただきます。議案書は8ページ、補足資料は11ページになります。借受人は個人の方で、大字色見の畑1筆を使用貸借権の令和3年2月1日から令和8年1月31日までの5年間の期間借地の利用権設定になります。申請地の所有名義人は、借受人の祖父であり、すでに亡くなられているため、相続権者の一人である配偶者の祖母が貸出人となっています。現況は畑で、ビニールハウスの中で花卉を栽培しております。申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。また、今回は相続未登記農地ではありますが、相続権者のうち、過半の同意が取れているため、5年以下での期間借地を認めることができます。以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

事務局からの補足は、以上です。

議長 はい。ありがとうございます。

今説明をいただきましたが、何ら問題はないというようなことでございますが、これは次世代人材育成関係の、申請人のハウスが建っている場所に当たるんですかね。はい、分かりました。現在、私も何回かお邪魔をさせてもらって見ておりますが、きちっと管理をされておるところでございます。何かございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないようでございますので、このとおり決定をしたいと思います。

続きまして、重要案件になりますけれども、次のメガソーラー関係の農地法第3条審議に関しては、議第41号の農地法第5条と併せて審議をしたいと思いますということになっておりますがよろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議長 はい。では、そのように進めてまいります。

「議第41号」

事務局 議第41号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年1月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。今申しあげました件でございますので、事務局のほうから説明をしていただきます。

事務局 はい。ただ今のとおり、議第40号の農地法第3条と議第41号農地法第5条による案件を、営農型太陽光発電案件ということで、

同時に審議するという決まりがございまして、今回は初めての審議となりますが、同時進行での説明とさせていただきます。

前回、先月総会の最後にもお話を若干触れましたが、最終的に結局、この総会の審議で諮るということになりました。その今までの流れなどをまず説明させていただきます。今日、お手元に配付している別の資料の御確認をお願いします。右肩に資料①と書いてある資料が1つと、A3の横広で資料②と書かれている資料が1部、それと別に議事進行というふうに書いている資料を、今日新たに配付しています。お手元にその3つをまず御用意ください。これに沿って説明をさせていただきます。

まず、議事進行と書かれている紙、これをまず手元に見てもらって、（審議）大会議室というふうに書いています。今日のこの営農型太陽光の審議の流れを、まずお話させていただきます。

大会議室で、ポツで事務局による概要説明、別紙資料により一括して説明、これを今から私が行います。粗方の中身を御理解していただいたところで、現地の確認を全員での実施を考えています。2カ所の確認を行います。

それから大会議室に戻ってきまして本日は営農型太陽光発電施設の事業者と、下部で営農を行う営農事業者、及びコンサルタント会社を呼んでおりますので、この会場内に入ってください、事業者さん方に対し質疑・応答という形を取らせていただきます。質疑・応答については、まずは事務局から事業者さん方に、皆様が気になっているようなところを抜粋して、代表して質問させていただきます。それでも、まだ不明な点などがあると思われるので、その後に質問をしていただき、不明な点が全部なくなるまで質問していただくというようなことを考えています。そして、最後に採決・議決というふうに考えています。

採決の方法は、会長を除く委員の投票により、多数決で議決をするという流れで行います。可否同数の場合は、会長の決するところになります。

本日は、以上の流れで行っていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

まず、事務局による概要説明をさせていただきます。

資料①をご覧ください。1枚目が営農型太陽光発電事業に係る3条申請の1月総会審議資料になります。

まず、これまでの経緯です。令和2年の人事異動によりまして、現在の事務局体制になりましてから、営農型太陽光発電施設事業者やコンサルタント会社との協議をほぼ毎月行ってまいりました。当初、3条申請における営農計画は町外の営農者によるミョウガと榊

の栽培計画でありましたが、安定的な営農の確実性が認められないということを経由に、申請書の受理は行わず、9月の農業委員会総会の際に、ここに呼びまして、営農者から直接、内容説明を受け、協議した結果、許可の見込みはないという判断を皆様と一緒にしたところです。

その後、10月になりまして、営農計画を本町の地元の営農事業者によるブルーベリーと柿の栽培に変更してきております。そのため、これまで営農者が不適合、町外かつ営農実態の見えない営農者であったという、拒否理由が払拭され、許可の可能性が高まったところでもあります。

次のポツ、営農型太陽光発電施設事業者の考えです。九州電力に提出する3条許可書の提出期限が今月末となっているそうです。地元の営農事業者による営農計画に変更したので、正式に1月の総会の審議に掛けて、町農業委員会の判断を仰ぎたいという希望があります。これを受けまして、今回審議を上げているところです。

次に、町の農業委員会事務局の考えです。今回の総会が事業者側のタイムリミットであり、最後の判断となります。転用の5条転用申請の許可見込みがなければ審議しないつもりと考えておりましたが、熊本県による事前協議を行いまして、許可の見込みが高まりましたので、こちらを1月総会で審議することにしました。営農計画についても、町内で造園業を営む営農事業者による樹木系の農産物栽培であり、営農計画が現実的となっているため、決定的な否決理由がない限りは許可せざるを得ないというふうに、事務局では考えているところです。本総会では、事業者に直接質疑を行う機会を設けましたので、ここにいる全員で不明な点の確認をして、最終判断を行いたいと考えています。

次のページに移りまして、2ページ目からは5条申請の転用についてです。同じように資料を作っています。これまでの経緯につきましても、1行目、2行目ともに同じです。3行目、3条申請における営農計画が確実に許可できる見込みがついた場合は、5条申請の協議も行うという条件で進めてきましたが、先ほど説明しましたとおり、この程、3条申請の許可の可能性が高まったというところで、5条申請の協議も事務局として行うことにしました。

次のポツ、営農型太陽光発電施設事業者の考えです。こちらも同じく、九州電力に提出する5条許可書の提出期限が今月末となっているそうです。これまでの協議では、許可の確率が低いと事務局が判断していましたが、正式に1月の総会の審議に掛けて、事務局の判断だけでなく、町農業委員会と県の判断を仰ぎたいという考えです。

次のポツ、農業委員会事務局の考えです。今月の総会が事業者側のタイムリミットでありまして、最後の判断となります。町農業委員会事務局判断として、申請書を受理しなかった場合、受理しない理由を争点に、町農業委員会を相手取り、訴訟を起こされる恐れがあるため、書類の不備等がないことを確認して申請書を受理しました。この許可については、熊本県、この案件では阿蘇地域振興局が最終的な可否の決定を下すため、あらかじめ農地法5条の解釈のすり合わせを行い、許可の可能性を明確にするため、県との事前協議を実施しました。本総会では、その結果を踏まえて、町農業委員会としての判断を行いたいと考えています。

次のポツは、県との協議をしたところの県の考えです。12月10日に阿蘇地域振興局で協議を行いました。そこにおける県の考えです。農地法5条の許可要件をクリアすれば認めざるを得ない。町農業委員会の意向として、本案件を否決したいのであれば、振興局は町と協働し否決の可能性を検討していくが、本庁、熊本県庁とも協議をしたい。また、農地法は農業委員会が審議するため、町長の判断・意向は加味されないが、論点の一つとなっている農振法で定められた農業振興地域整備計画を達成するために、支障を及ぼす恐れについての判断では、同計画は町が策定するため、町長の意向も整理しておく必要があると言われました。また、世界文化遺産登録についての意向も同様に確認が必要であると振興局から指導を受けたところです。

次のページに行きまして、その話を受けて、12月11日に町長と協議を行いました。その見解としましては、現在の当町の農業振興地域整備計画には具体的な計画がないが、今後の計画変更の際に支障を来す恐れがないとは言えないというものでした。また、世界文化遺産登録に向けた動きとの関係につきましては、阿蘇地域の首長が阿蘇の景観を守る宣言を行う以前から計画のあった太陽光事業計画であるという認識で整理したいとお考えでした。結論としまして、農地法による許可条件をクリアされたら認めざるを得ないのでありまして、曖昧な判断で否決をして訴訟を起こされても、勝てる見込みがないならば、そうすべきではないとの見解を示されました。

次のポツですが、12月22日、これは熊本県庁で協議を行いました。申請書は形式上、不足書類がないため、受理せざるを得ないとのこと。また、農水省も営農型発電施設を推進している立場のため、景観関係で規制しなければ農地法では限界があるとの見解を受けました。太陽光施設に関して、規制する条例を制定するしか手立てはありませんが、県はエネルギー施策を推進している立場で

あることから、難しい状況です。今後、阿蘇地域で同様の事例が多数申請されることも予想されますが、県農林水産部の対応としては、適正な申請に対しては転用を認めざるを得ないという考えが出されました。

以上、資料①の内容につきましては、以上になります。

3条については町が最終判断を行い、5条については県が最終判断を行うこととなりますので、事務局としては5条の転用許可の見込みがなければ、3条も審議をしないというスタンスで対応していましたが、この12月、県庁等と協議しまして、県としては書類が揃って、特に明らかに否決ができるという条件がなければ、認めざるを得ないということでしたので、町農業委員会としても、県庁の判断がそうであるなら、審議せざるを得ないというところで今回の議案となっています。

今までの経緯などにつきましては、以上です。

続きまして、資料②をお願いします。横広の資料②です。これは今回の3条、5条の議案に上げている農地を一覧にまとめました。事業申請農地の場所はこれから現地確認にも行きますが、大きく2カ所です。高森と上色見に計画をされています。高森が農地4筆と他地目の2筆を合わせた計6筆で計画されています。そのうち、営農型太陽光施設は、上の4筆の土地、今回の3条申請の土地になります。地目は畑です。地権者はご覧の1名の方です。総面積1万6,821㎡になります。

その下に農地以外事業用地と記載している2筆ですが、これは山林で地権者は同じ方です。7,212㎡を事業用地として計画されています。今回の3条面積と畑の面積と山林の面積を足しまして2万4,033㎡が合計の総面積になります。事業者は先ほどから話している営農型太陽光発電施設事業者になります。太陽光パネル枚数が4,560枚、太陽光発電量が1,980kW、これは1,000kWで1MWですので、これはメガソーラーという扱いになります。

次の支柱部分転用面積とありますが、営農型太陽光発電施設の場合が、転用面積は支柱部分だけになります。ですので、この土地全部の転用ではなく、支柱部分の合計が転用面積となりますので、面積としては小さく、161.17㎡の転用面積という申請になります。次に営農型太陽光発電施設の事業費ですが、これが2億7,000万円です。パネル下部の営農者は町内で造園業を営む有限会社です。営農作物につきましては、大字高森地内では榊を栽培します。

一枚目右側の上色見の説明に移ります。事業申請農地等は、お手元の一覧に出しているとおりです。11筆、地目はすべて畑です。総面積3万7,040㎡、地権者は合計で6名です。営農型太陽光発

電施設事業者は大字高森地内と同じ事業者です。太陽光パネル枚数は5,984枚、太陽光発電量が2,242kW、支柱部分の転用面積193.52㎡、事業費は3億1,000万円、パネル下部営農者も先ほどと同じく町内で造園業を営む有限会社です。営農作物については、大字上色見地内ではブルーベリーを栽培します。

以上が計画の一覧です。

次のページからは、現地の設計図面を付けています。これから現地確認にも参りますが、お手元の資料の通りの農地の上に太陽光パネルを設置するという図面になっています。大字高森地内の図面と、もう一つ、大字上色見地内の図面を付けています。

一番下に付けている図面は、転用する支柱部分と杭の設計図です。このようなドリル状の杭を使用します。これには、営農型発電は違反があった場合は撤去命令が出せることになってはいますが、撤去のしやすい基礎で設計しなければならないため、こういったドリル杭を打ち込むそうです。杭の長さは2mです。その杭の上に右側の図のように、3mから4m近くの支柱を立てて、その上に太陽光パネルを敷き並べるという設計になっています。支柱の高さが3m以上ありまして、その図面で示すとおり、トラクターなども通行可能ということで、機械を入れた営農ができる設計になっているという内容になっています。

あとは、補足資料にあります航空写真の12ページ、13ページを見ていただくと、そこに示した農地が今回の申請地になっています。12ページが大字高森、13ページが大字上色見でして、このような位置関係になっています。

それでは、言葉の説明は以上とさせていただきます、現地の確認に参ります。

現地を見ていただく際には、一緒に図面を見ながら、現地の確認をしていただきたいので、カラー刷りの補足資料と、横広の紙の2つをお手元にお持ちください。玄関の外にマイクロバスを準備してございますので、防寒着をお持ちの方は持っていかれて、バスのほうに乗車をお願いします。この案件の資料以外はこの部屋に置いておいてください。また貴重品はお持ちください。

それでは、ただいまから現地確認に参ります。

(現地確認)

議長 それでは、定刻になりました。

寒い中、御苦労様でございました。しかと見てこられたかなと思っておりますが、今から先方のほうもこの会場に入ってもらえま

すので、何か質問等ございましたら、忌憚なく意見を交わし、何かを導き出したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局

お疲れ様でした。

先ほど大字高森の現場のほうで、地元の三森委員さんから、その農地は以前、農業公社を利用した土地の売買で取引のあった農地であるのではないかという発言がございまして、今調べましたところ、確かに平成26年度に熊本県農業公社を通した土地の売買、贈与税、譲渡の税金がかからないというメリットのある事業を使っている農地でした。それが平成26年度なので6年前です。農業公社に電話で確認したところ、5年経過していれば問題がないという回答でした。なお、しかも営農型であれば、それについても問題はないということでしたので、それを理由ということでは否定ができませんということです。

なお、先ほどの説明の中で少し漏れがありましたので、補足をさせていただきます。この営農型の太陽光、5条転用と、あと3条申請、許可期間がまず3年です。今回許可が下りますと、許可日から3年間の期間となります。その3年間に、毎年、営農状況の報告があります。そして3年経過後は更新の手続があります。毎年の報告の中で、下部の営農がうまくいっていない場合は、農業委員会がそこを指摘・指導し、営農が不可能であれば不可能という判断を下して、太陽光の撤去ということも可能です。今回、許可が出たと仮定した際に、毎年の農業委員会による営農チェックと、3年後の更新がありますので、一度の許可で永久的に事業を行えるというわけではないということをお知らせさせていただきます。

今、中会議室のほうに、営農型太陽光発電施設事業者と営農事業者及びコンサルタント会社の方に、待機していただいておりますが、これから質疑・応答の時間に入ろうと思います。

質疑の仕方ですが、今日手元にお配りしている議事進行という表紙の紙の下から2枚、質疑・応答事項（事務局）という資料を付けています。これが事務局が用意した質疑事項です。委員の皆様が疑問に思われているであろう部分を用意しています。まずは、この質問事項について事務局が質問します。その回答を聞いた後で、それでもまだ聞きたい部分があると思いますので、そこから委員の皆様に質問をしていただくという流れを考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。3条の中では、営農計画、榊、ブルーベリーの具体的な栽培方法を聞こうと思っています。5条転用については、太陽光パネルの工事に関する事、事業完了後の撤去の事の質問を考えています。

	<p>それでは、ただ今から事業者を中にご案内します。</p>
10 番委員	<p>収入について、3年後の農業委員会総会で営農についての指摘ができるというお話がありましたが、これには反収いくらというような基準があるのですか。</p>
事務局	<p>基準がございます。平均反収の8割、それを満たない場合は指摘・指導を行うという条件です。榊、ブルーベリーについて、この判断はとても難しいところで、榊、ブルーベリーの平均反収がどれだけなのかというのが、当町にはもちろんありませんし、近隣にも殆どありません。ブルーベリーは山都町に若干あるようですが、榊は近隣にはなく、全国的な平均反収というようなところでの判断しかできませんけども、そういった中での判断になっていきます。</p>
10 番委員	<p>これらの平均反収というのはどのくらいでしょうか。</p>
事務局	<p>平均反収につきましては、各事業者さんが詳しいと思いますので、そこも質問をお願いします。</p>
(複数委員)	<p>それでは、ご案内してもよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
事務局	<p>はい。それでは、質疑・応答を進めてまいります。</p>
	<p>まず、あらかじめ事務局のほうから質問事項というところで、各事業者側には資料を流しております。農業委員さんの皆様も先ほどの事務局からの質疑・応答の資料を見ながらお願いします。農業委員会では3条案件の審議において最終的な議決権がございますので、農地法第3条申請案件を中心に質疑をさせていただきたいと思っておりますので、御回答をよろしくお願いします。</p>
	<p>まず、あらかじめそちらに流しています質問事項に沿いまして、まず農地法第3条営農計画の榊の栽培方法について、具体的な説明をお願いしたいと思います。植付の方法、育成期間、商品化までの期間、施肥・給水、必要農機、収穫方法、収穫時期、仕入先販路、周辺への影響、害虫、農薬などについての御説明をお願いします。</p>
営農事業者 社長	<p>こんにちは。〇〇〇〇の社長の〇〇と申します。</p> <p>地元で植木の生産販売をしております。本日は、高森町農業委員会総会ということで、委員の皆様、大変お疲れでございます。</p> <p>また、こういう貴重な時間をいただきまして、本当にありがとうございます。</p> <p>では、今説明にありました通り、3条の営農計画に対して御説明いたします。</p> <p>榊の営農計画の具体的な説明ですが、植付方法といたしまして、榊のほうは露地植えを計画しております。植える時期といたしましては、3月から4月、また9月から10月と、計画しております。育成の期間は、すぐ商品になるというわけではありませぬので、約</p>

4年ぐらいかけてから徐々に生産をしていくという計画をしております。

そして、必要な農機具ですが、これはバックホーやトラクター等、この榊を植えるに当たって、植える場所に耕耘をして、土壌を柔らかくし、あまり深植をしないように植え込むように計画しております。

次に育成期間です、榊は植付けてから出荷に至るまで4、5年かかりますので、その辺りから収穫していく流れになっています。

それから、収穫の時期ですが、通常、榊に関しましては、1年を通して出荷するような計画をしております。

仕入先につきましては、コンサルタント会社のほうから苗木等を購入する計画にしております。

販売先につきましても、コンサルタント会社に全て買っていただくような計画であります。

それから、周辺への影響ですが、植付けを行った後に虫害対策としてスミチオンという農薬を散布しますが、周囲への影響は特にありません。

続きまして、ブルーベリーの営農計画を説明させていただきます。植付方法は、榊とは違いまして、ポットでの栽培です。

コンサル

私が説明します、苗の大きなブルーベリーについてはこのポットを使い、もう少し小さい代から植えるときには、これくらいの大きさのポットに同じように、基本的には土を使わずに、アクアフォームという吸収性がと保水性がかなり高い素材を粉状やブツブツとした状態でポットに入れて植え付けます。それから、ある程度小さいポットにそのまま植えて、ある程度大きくなって、1年か1年半ぐらいしたときに、ポットを植え替えるという形になります。

営農事業者
社長

それでは、植付け方法は説明していただきましたので、育成期間及び商品化できるまでの期間についてですが、だいたい出荷時期としましては、品種の違いがありますが、おおよそ8月から10月を出荷時期としております。これも榊と同様で、苗木を植えた後に、すぐ商品になるわけではございませんので、約2、3年後から徐々に実をちぎっていくような営農計画になっております。

育成期間はおおよそ榊と同じですが、収穫時期が榊とはまた違ってくるということで、5年後からは十分に収穫が可能になるという営農計画を立てております。

また、ブルーベリーに関しましては、その実をちぎってコンサルの会社に出荷するだけでなく、加工品や、申請地を生かして高森町の観光農園というような形で営農が出来ればと計画しております。今日申請地を視察していただいたと思いますが、予定地からは根子

岳がきれいに見えまして、これほど景観のいいところは、他市町村にはないのではないかと私は思っております。ここがおそらく観光農園として機能すれば、町にとっての財産源にもなるチャンスではないかと思っております。

周辺への影響につきましては、先ほども榊の方で説明しました通り、虫害対策としてスプラサイトやスミチオン散布する予定ですが周辺の営農への影響はありません。

以上です。

事務局 はい。ありがとうございました。

今、営農事業者から営農計画の説明がございました。今の説明についての質疑はございますか。何でも御発言をお願いいたします。

9番委員 業者さん方には、お疲れ様です。

私たち、町農業委員会といたしまして、以前はミョウガで営農計画を立てるということで、私たちも一度は説明を受けました。その際に、私は営農者に対して、生計が立ちますかという質問を投げました。この榊につきましては、榊も3年から4年掛かってようやく商品化されるということですが、反収どのくらいぐらい採れますか。

コンサル 反収についてですが、今回2,200本をこの面積に植えますので、今回の反収見込みを10a当たり247kgと見ています。実際はこの値が地域の平均的な反収です。今の質問は榊でしたね。失礼しました、今のはブルーベリーの単収になります。

9番委員 いえ、ブルーベリーも一緒に聞かせてください。

コンサル では、先にブルーベリーを説明します、ブルーベリーでしたら1,500本に対して、今回皆さんに審議してもらおう面積が約1万8,000㎡ですね。

9番委員 ブルーベリーの面積は約3万㎡あるかと思いますが。

コンサル 営農型の下部の農地面積なので、下部の面積は約1万8,000㎡の中で1,500本植えるので、約2坪面積に1本ぐらいになると思いますが、実際にはもう少し1.5坪ぐらいの間隔に1本ぐらいの1鉢ぐらいの予定になります。その場合、およそ1反当たりどれぐらいのブルーベリーが設置されて、反収がいくらになるかということですが、先ほど説明しました通り、地域平均は247kgですが、今回は農地法によって、営農型太陽光発電施設の場合は地域反収の8割以上が条件となっております。なので、地域反収の8割で反収約197kgは確保する計画です。しかし、実際の経験では、今の2坪ないしは1.5坪に1鉢というのは、実際のところ少し少なめです。本来であれば1坪に1つは設置可能です。ただ、今回は費用の問題もありましてこのような計画です。理由としましては、広大な

面積にブルーベリーを露地植えでなくポットで設置するので従来よりも費用が掛かるからです。

もちろん収穫が上がってくれば、ブルーベリーは十分に利益が出ますので、鉢数を増やしていくことが可能であると思います。

次にサカキの反収についてですが、

9番委員 少し待ってください。これはブルーベリーの単価はkg当たりいくらで考えていますか。

コンサル 収支シミュレーションを行っております。いくつかの収支シミュレーションの中で、1kg当たり2,000円で買い取った場合の収支シミュレーションを採用しています。今回の場合は私の会社が買い取る買取確約の形を取っていますので、1,500円から2,000円で収支見込みを作っていますが、実際にはもっと高く売れるケースもあります、例えば喫茶店等と契約すると、1kg当たり3,000円や4,000円で売れる場合もあります。

9番委員 それは、そういうところで売ればという話ですね、市場に出せば、その10分の1程度にしかありませんが。

コンサル JAとか、そういうところのことでしょうか。

9番委員 そうです。

コンサル 1kg当たり2,000円もいかないということですね。

9番委員 はい。

コンサル 私の会社は営農型太陽光発電施設の下部で過去10年近くブルーベリーを作っていて、営農型太陽光発電施設とブルーベリーをセットで長年やってきている中では、十分2,000円ぐらいで買い取れるという計画ですが。

9番委員 反当たり1,800kg採れば、3万㎡に対して数量もかなりの数量が採れますが、販売できるんですか。

コンサル はい、私の会社が買い取る契約としているのは、どちらと云えば、その販売ルートの確保のためという目的が大きいです。私の会社にはこれまで卸してきたルートがあるので買い取らせていただきますが、先程、営農者の社長も言われたように、ゆくゆくは観光農園に出来れば、もっといい値段で収益になるんじゃないかと思っています。現に、私が視察で営農型太陽光発電施設を回った中で、観光農園をやっているところを3カ所ほど回ったことがあります。観光農園の可能性は高いと思っています。

9番委員 そういうことになれば、高森町としても、これはいい観光資源になりますので、頑張ってもらいたいとは思いますが。

 続きまして、榊の反収についてお願いします。

コンサル はい、榊は全く農水省のデータになく、それから農水省の出先機関の各都道府県にある営農指導所にもデータがありませんでした。

というのも、実際、サカキの市場の90%以上が中国産でして、あとの10%ぐらいが日本産ですが、その日本産も今の現状では、実際に山に自生しているものを採取して、市場に出しているというもののばかりで、実際、榊を栽培しているというケースが殆どなく、その辺りで地域の平均反収を出すというのは中々難しかったのですが、榊を営農型太陽光発電施設の下で栽培している営農者を見つけまして、普通の栽培だと反収は60kgぐらいだという情報と、宮崎県で実際に農業委員会が榊を扱ったデータの中に反収60kgという情報がありました。その辺りを考慮して、地域平均を反収60kgとさせてもらいました。営農型太陽光では地域平均の80%を目標としているので、今回の計画では反収50kgという計算です。

9番委員 じゃあ反収60kgぐらい、これは地植えですか。

コンサル いえ、地域平均が反収60kgに対して営農型では80%が目標なので反収は50kgですね。先ほどのブルーベリーはポット植えで仕入れも高価ですが、榊は露地植えを計画しています。営農計画では2,200本の予定ですが、まだまだ本数は増やせると思います。

9番委員 私たちはあくまでも農業者ですので、その営農計画で成り立ちますかというのが、私たちの疑問であり意見でした。

事務局 少し間に入って説明させてください。今、発言されている方は、コンサルタント会社の社長で、その会社組織の中で農業関係の会社をお持ちです。今回のブルーベリーや榊は、この方が持っている会社で販売も仕入れも引き受けるという計画になっています。先ほどからの反収いくらで買い取るかという話も、この会社が買い取るというような計画になっております。JAなどではなく、会社が買い取り、会社が取引しているところにまた卸すという計画をなされているということです。

14番委員 営農者の方に質問です。収穫は何年か後になりますが、それまでの人件費などは、この営農型太陽光発電施設事業者のほうから賄ってもらえるんですか。

営農事業者社長 そうですね。太陽光発電事業者さんのほうから、そういった辺りの資金関係は援助を受けることになっています。

話が変わりますが、営農型太陽光発電施設事業者からこの話をいただいたのが、1年ほど前でして、その時はミョウガや生姜、そういう作物をソーラーの下で植えるのであれば、多分、私も後代の息子もこの話には乗ってなかったと思います。

14番委員 でも、ブルーベリーも普段の樹芸作物とは勝手が違いますよね。ポットですから水も必要になりますし。

営農事業者社長 私の会社は樹木の仕事でして、この樹木の仕事を37年やっております。このブルーベリーや榊というのは、樹芸と同じくやはり生

き物でして、多少の知識等があります。一番心配していたのが、先程から出ている資金面についてでした。ですが買取確約と、資金面の援助を営農型太陽光発電施設事業者から受けるということでその問題も解決しました。

14 番委員 営農を始められると、税金も払っていかなきゃいけないでしょうし。多くの資金が必要になりますね。

営農事業者 そうですね。はい。

社長

コンサル 一言だけ補足ですが、先ほど、実際、売電収入が入って、援助が来るのは3年、4年後と言われましたかね。

14 番委員 いえ、そうとは言っていませんが。

コンサル そうでしたか、すみません。資金援助の計画につきまして、当初は営農型太陽光発電施設事業者は資金援助をある程度売電収入が貯まってからと考えていましたが、先ほど言いましたように、ブルーベリーは費用が掛かる上、安定的な収穫が4年後になっていく為、その計画では営農事業者と噛み合わず、話し合った結果、初年度からある程度の援助を太陽光発電施設事業者から受けて苗を買って営農し、収穫を得るまでの費用も、営農型太陽光発電施設事業者から前倒しで援助を受けるという形になりました。

12 番委員 榊についてです、反当り約50kgという話だったんですけど、申請地は約3.7ha近くあるかと思いますが。大体これは1kg当たりいくらかで買い取りますか。

コンサル 3.7haというのは、実際の地目面積でして、実際に今回の営農型太陽光発電施設で審議される申請部分は、パネルの直下部分となっています。直下部分の面積が榊でしたら約1万7,000㎡ぐらいだったと思います。

事務局 今日配付した資料②に記載してある面積というのは、これは農地面積の合計でして、今コンサル会社の方が言われている1万7,000㎡というのは、太陽光パネルの真下の面積になります。

コンサル すみません、榊は1万㎡ですね。ブルーベリーが1万7,000㎡位です。ですので、榊につきましては、実際1万㎡ぐらいのところは2,200本の榊を植えます。

12 番委員 それでは1kg当たりいくらかですか。

コンサル 仕入れ値でしょうか。

12 番委員 いやいや、買取価格についてです。

コンサル 買取価格は、約600円です。もう少し高く売ることが出来れば、買取価格も、もう少し高く出来るのですが、一応600円で収支計画を立てています。あくまで、ブルーベリーと榊の両方で経営収支を考え、営農型太陽光発電施設事業者からの援助も両方に来ま

すので、櫛自体は当面は利益が思うようには出ないかと思われま
すけれども、十分に営農を続けることが可能です。また、日本製だ
ということアピールして、実際に葉の色等の品質が、現在シェアを
大きく占める中国産を上回ることが出来れば、櫛も更に利益が大き
くなる見込みがあります。

12 番委員
コンサル ブルーベリーの200kgというのは、1反当たりの予定ですか。
ブルーベリーの200kgですか。どこに書いてありますか。2
47kgですかね。

12 番委員
コンサル これは全面積での収量ですか。
これも同じ考え方で、パネル直下、約1万6,800㎡の中での収
量です。そうすると、先ほど言いましたように、2坪か1.5坪ぐら
いに1鉢ぐらいの計算になります。今後、余裕が出てくれば、1坪
に1鉢設置することも可能ですし、櫛も2,200本と言わずに、倍
以上でも十分可能だと思われま。逆に、私が思っていることとし
ましては、地域の平均反収についてですが、櫛においては地域平均
としましても、山での栽培が現状ですので、施肥を行うこともなく
実際には9年、10年しないと同じ苗木を植えても収穫できないと
ころを、営農型太陽光発電施設の下部農地で栽培すれば、肥料を与
えることも可能になり4年から5年で出荷できます。それから、傾
斜地でない為、高齢者であってもある程度継続して営農可能ですし
道も整備されていますので運搬等もスムーズです。従来のやり方に
比べてとてもいい環境になると思いま。

12 番委員 櫛に対しては、これは通年採れるということだったんですけど、
だいたい何人ぐらいでやられるんですか。サカキ部門は何人ぐら
いで回されていくわけですか。

営農事業者
社長 今から一から始めていくわけですが、初年度は雇用を3名程度
と、会社の従業員も動員して、規模拡大してくれば、1人、2人
と、雇用を増やしていくような気持ちでおります。

12 番委員
営農事業者 ブルーベリーの収穫時期は何人ぐらいを想定していますか。
社長 収穫時期は、パートなど臨時で雇用を増やして、10人、20人
相当になるかと思いま。そういった面では雇用面も出てくるんじ
ゃないかと、思っております。

議 長 私は今日現地を、あと遠くからはずっと以前から見ておりました
が、中まで入ってみたことは今日が初めてでした。とても良い土地
ですね。我々としては、あのままの状態を利用できたら、それが一
番望ましいのではないだろうかと思っております。また、〇〇〇
〇さんのように実績のある営農者が地元にいっちゃったのに、こ
れまでのやり取りでは営農型太陽光発電施設事業者は度々営農事業
者を変えて来ていま。先ほどの話では、話自体は約1年前から進

めていたようですね。ただ、去年の9月には農業委員会総会の終了後に別の営農事業者を連れて来られましたね。あの時には既に、このような話が進んでいたのであれば、我々は十分適格な営農者であるかということと、十分な営農計画が一番心配でしたので、この話をもっと早く来ていれば、もっと前倒しで進んだだろうなど。それが残念ですね。

先ほど、三森君から話がありましたが、私たちの立場からすれば、営農がちゃんとなされるかということが重要なのですよ。この前も私は言いましたが、営農が成り立たなくなれば上もないんですと、それはもう決まりだからですね。もちろん御存じのとおりだと思います。そこところが一番心配で、いざ上物を撤退していただかなければならない状況になった際に、きちっと元に戻るのかとか、その辺りの心配をするのが我々や県の役割です。

私たちは今回許可が下りれば、毎年の営農状況の確認や3年の更新で長く関わり続ける必要がありますので、土地が計画通りに利用されて営農十分に成り立つのかということにずっと注目していくつもりです。もし許可が下りることになった場合には、その点が一番の懸念材料だったわけです。ですので、このような営農者がいたのであれば、太陽光発電事業関係の期限が間近に迫る前に、もっと早く話を進めて、十分に我々委員にも納得を得られるように動いていただきたかったと思いますね。

以上です。

営農事業者
社長

今言われたとおりです。実は、なぜうちのほうにもう少し早くそういう話はなかったのかと。冒頭でお話しましたが、私には後継者がおりまして、後で息子の方から思いを話してもらいますが、当初は私の方があまり乗り気ではありませんでした。ですが息子とよくよく話して、今からの農業はやっぱりこうやって変化していく必要があるのではないかと。阿蘇で営農型太陽光発電施設の下で農業をやっている人はいるのだろうか。私はもう60歳を過ぎて、今回の計画は20年のプロジェクトですが、私が動くのでは計画の途中でどうなるか分かりません。それを考えると、やはり若い担い手がこういう事に取り組んでいくべきではないかと、そういう思いになりこの話に乗りました。それではうちの息子からも思いを話させてもらってよろしいでしょうか。

営農事業者
後継者

すみません。お時間をいただきまして、ありがとうございます。せっかくなので、立ち上がって話そうかと思います。大先輩の方々を前にして、上手く話せるか分かりませんが、自分なりの言葉で話したいと思います。

自分は、高森で生まれて育ってきました。平成元年生まれで31

歳になります、高森に6年前に帰ってきて、将来は家業を継ぐような思いで今、父と頑張って植木の生産業をやっております。今は、こういう時代だから特に、常に植木の生産業にばかり、他の分野もそうですが、変化が激しいです。その中で、常に新しいことに挑戦していくことが必要だということを、父といつも話していました。今回、こういった形でソーラーシェアリングという話が来まして、自分も今31歳で、高森町で植木の生産業を営んでおりますが、弊社がこれまで続けてきたことを、この先ずっと継続したとして、そこに未来があるのかと、そのように考えていく中で、生き残るためには、違った分野であったり、違う視野を広げて新しいことに挑戦していくことが必要な時に来ていると思っています。

僕は、本当に高森町が好きで、この町が衰退することなく、これからもっと町として盛り上げていきたいと思っています、そのためには町の特産物や、観光地は絶対に必要だと思っています。

今回、そのソーラーシェアリングをするにあって、柿やブルーベリーを、町の代表的な農作物だったり、観光資源、ブルーベリーは特に、観光農園として盛り上げることが出来たなら、さらに町としての未来も明るくなっていくのではないかと、僕はそういう風に考えています。

ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

どなたか他に御質問等ございませんか。

4番委員

上色見の檜木野です。地元でございます。

ブルーベリーの営農計画につきまして、施設給水と書いてございますが、水の確保や給水は具体的にどのように行いますか。また、周辺影響について、農薬や害虫、そういうものを分かっているらっしゃればお願いいたします。

コンサル

それでは、私の方から説明します。バックカルチャー方式といわれる方式を採用します。まず、井戸で掘った水を2000程度のタンクに入れまして、タンクから延びる直径3cmくらいの主線となる大きなパイプと、そこから支線として少し細いチューブを伸ばします、あとはその支線から定期的に、水と液肥を自動で流す形で給水と施肥を行います。

主な害虫としては、アブラムシやカイガラムシが考えられますが、〇〇〇〇さん、農薬は何が使われる予定でしたか。

営農事業者

農薬は、一応アブラムシ等の虫害対策でスプラサイド、スミチオンなどを使う予定です。

社長

4番委員

ありがとうございました。

今の給水の件に関して、説明の中で井戸が出てきましたが、ボー

	リングなどをなさる予定ですか。
コンサル	はい。もうすでに給水に関しましては、2社、地元の業者の見積もりを取っておりまして、水質を考慮しても約150mか200mも掘れば十分だと考えています。ただ、十分水質が問題なければ100mぐらいで水が出始めるとは思っていますが。
4番委員	分かりました。ボーリングを行うかどうか、水の確保をどうするかということが聞きたかっただけでございます。
事務局	どなたかまだご質問ありませんでしょうか。
8番委員	息子さんは31歳で、これからの町の観光などにも寄与していくということで、大変頑張っていたきたいところではあります。おそらく今、交わされている太陽光発電の売電契約が20年で終わると思います。20年後が息子さんは51歳ぐらいになるかと思えます。50歳から後はどうされるのでしょうか。太陽光発電施設がどうなるのかを聞きたいと思えます。
営農型太陽光発電施設事業者	それでは、私から説明させていただきます。農地法第5条申請をしています営農型太陽光発電施設事業者の△△△△でございます。基本的には20年後の当初の売電計画が切れるタイミングで、地権者さんから許可がいただけるのであれば継続したいとは思っていますが、今の営農計画を見ましても、収穫が安定してからは、基本的に自立できる計画だと思っています。例え営農型太陽光発電事業が撤退しても、おそらく自立できるような形であると思えます。ただ、撤退するとすれば、撤去費用は当然太陽光業者のほうで撤去して、現在の状況に原状回復を行うということになると思えます。
8番委員	何か私、付け加えることはありますか。以上です。
	ありがとうございます。
	高森町は阿蘇の火山の麓にあります。火山灰が降ったときはどうされる予定でしょうか。
営農型太陽光発電施設事業者	火山灰の影響に関しましては、火山灰の多い鹿児島でも何箇所か稼働しています。当然火山灰は積もってしまいますが、基本的に雨で流してもらおうという形で、十分稼働しています。逆に水道水等を掛けた場合は逆にこびりついたりして、太陽光に非常に悪い影響になりますので、火山灰については雨が流すという形で今までもやっていますし、これから熊本でやる場合もその形でやりたいと思っています。
議長	営農型太陽光発電施設は、ひとまず3年の契約ですね。先ほどからは水についての話もありましたね。資金面については、3年～5年間の収穫が思うように上がらない期間を、営農型太陽光発電施設事業者が補填・援助するという形を取られますが、3年後の更新の際の地域平均反収の8割という条件につきまして質問です。その時

点ではまだ収穫が安定しておらず、届かないのではないかと思われますが、これは成り立つわけですかね。

コンサル

営農型太陽光発電について農水省で指針を出している中で、農水省Q&Aというものがあまして、その中に一応例えば今回の榊のように5年ほどかかる作物でも、十分な営農計画が立っており、計画通りに進んでいるのであれば問題ないという指針が出ております。また、更新は3年ごとになります。収穫報告は毎年行う必要がありまして、毎年の報告が営農計画通りに進んでいるかどうかはそちらで判断していただくことになっています。

議長

ちゃんと計画通り進んでいけば問題はないということですね。

コンサル

そうですね。計画どおりに進めて毎年収穫報告を提出します。

先ほどの、どうして営農者を何回も変更してきたのかという質問にも関係しますが、実を言うと、私は一種の矛盾を感じています。それは、もし下部での営農が継続できなければ、太陽光発電の撤去もあり得ますという条件付きで5条申請の許可が出てくることです。かなりの金額を動かしている営農型太陽光発電施設事業者は背に腹は代えられない思いですが、下部での農業が駄目になってしまえば、上物を用意した自分たちが撤去を命じられてしまいます。そういえば一生懸命になって営農のサポートはしていくのが必然です。実際、資金的な面でも場合によっては本当に助けないといけません。農地法第5条申請書に地権者による意見書も書かせていただきましたが、私が書いているのは、農地を維持管理していくという点において、他のどの農地よりも、営農型太陽光発電という条件が付いた中での営農経営というのは、必ず営農を継続しなければならない理由があるという強みがあるということです。これを継続するのは凄いいことだと思います。また、農業をする方は援助を受けることが多いですね。それも国等からの援助です。農業分野というのは、どうしても国からの税金を使った援助に頼っている部分があることを、私も農家なので十分感じております。やはり上部で営農型太陽光発電施設の売電で出た利益による、税金ではない利益による援助によって、下部の営農者と上部の営農型太陽光発電事業者が一体となって営農するというところに、大きな意味があると思います。

12番委員

営農型太陽光発電施設事業者さんにお尋ねです。ここにおられる農業委員会の委員さん方は、営農の技術や営農者そのものに対しては、あまり心配していないと思います。ただ、金額的にそこまで収益が上がる作物ではございませんのでその点が気になりますね。営農型太陽光発電施設事業者さんは、自立するまで援助しますと言われていましたが、一番心配していることは、どんなに良い作物を作

ることが出来ても、収量は上がり探算が合わなくなれば、下部は撤退ということも考えてしまうと思います。金額等々は明確に決められないかもしれませんが、援助は20年にわたって、これはもうちゃんと△△△△からの手助けが必要ではないでしょうか。

営農型太陽
光発電施設
事業者

先ほど、コンサルタント会社の社長が言いましたように、基本的に農業のほうで3年を通じて、計20年間の契約ですけれども、収入が上がらないと、太陽光は撤去しなさいと。これは経済産業省の指示になっているものですから、どちらかという運命共同体のところがありまして、我々としては当然、農業で独立していただいて、基本的に収入を上げることを目指してもらいたいと思っておりますが、なかなか利益が上がらないという形になりますと、我々としても億単位の金が動くメガソーラーを途中で撤去するという判断は取りたくありませんので、本当に運命共同体となって、逆に農業を我々も手助けしながら発展させて、両方が当然のように成り立つ形で最低でも20年間を、〇〇〇〇さんも後継者が営農を行っていきますので、可能であれば20年後も発展を目指して、逆に先ほど話していただいた観光農園などの高森を代表するような農業に育ててもらえれば、これ以上のものは我々としてもありませんので、一緒になって育てていくような形でやっていきたいと思っております。

12番委員

私たちが一番恐れているのは、許可が出た後に太陽光発電施設を作って、そして下部に対しての援助を急に一切手を引いてしまった際に、下部では営農が継続出来ない為に、営農事業者が撤退しました。という状況になった時が一番困る訳です。そこで私たちが言われることは、農業委員会は一切何を審査したのかと、そういう事態になってもらおうと、私たちも非常に困りますので、これは太陽光も営農も運命共同体で、まずは20年間の内に、△△△△さんには、下部での営農が確実に軌道に乗るまでの援助であったり、下部で作られている営農者が、この事業に入って良かったと思われる位の援助であったりしなければ多分営農は続かないと思います。ざっと計算しても、下部の営農だけではわざわざ継続するような金額は出てこないのです、その点を△△△△さんも十分に知っていただいて、20年間頑張っていたいただきたいと思います。

以上です。

営農型太陽
光発電施設
事業者

はい。分かりました。

先ほど言いましたように、営農者と運命共同体という形で、我々も考えていますし、逆に〇〇〇〇さんに撤退されてしまうと、私も大変困ってしまいますので、そのところは一緒に頑張っていきたいと思っております。

事務局

はい。1時間ちょっと今経過してまして、5条転用のほうの質

営農型太陽
光発電施設
事業者

疑事項もあるんですけども、ちょっとそちらにいても構いませんでしょうか。ちょっとではそちらの5条転用のほうの質疑事項、太陽光パネルの工事に関する質疑で、工期と工法、あとは安全対策、周辺への影響、騒音など、それから事業完了後のパネルの撤去についてのこの話をお願いします。説明をお願いします。

私のほうから御説明させていただきます。

太陽光パネルの工期ですけれども、許可をいただきましたら、約4カ月程度を工期で見えております。山林などで太陽光発電施設を設置する計画では、土地の造成等を防災に十分注意して進めていく必要があるために工期が長くなってしまいますが、今回はソーラーシェアリングの計画ですので、下部の農地を造成することはありません。つきまして、杭を打ち込みまして、架台設置、それからパネル設置という期間をだいたい4カ月程度見えております。

工法につきましては、今申し上げましたが、給排水の設備、それからスクリー杭、それから架台設置、パネル設置という流れで設置していきます。杭といいましても、これはどこかビルを建てる等々の杭ではなく、スクリー杭という大きなネジというイメージの鋼材杭です。この杭を打ちまして、その上に架台を組み立てパネルを載せていくという簡単なもので、逆を言えば簡単に撤去もできるという造りになります。

安全対策につきましては、工事の搬入車両の際にガードマンを設置して交通整理し、事故等が起こらないように対策をとります。

周辺への影響につきましては、杭を打つ際に使用する作業車両の音等、多少の騒音は出ますが、住宅を建てる等の類ではありませんので、その後の架台設置、パネル設置の際には、ネジ締め等のそう作業ですので影響はほとんどありません。また、電気工事につきましても、騒音が発生するような工事はありませんので、特別御迷惑がかかるようなことはないと思っておりますが十分配慮し工事を進めてまいります。

事業完了時のパネルの撤去につきましては、今までお話しさせてもらった通り、可能であれば20年以降も、地権者様や〇〇〇〇さんと話し合いながら、設備自体はまだまだ使っていきますので、継続してパネルの自家発電設備ということで、もし可能であれば設置したままにしておきたいと思っておりますが、計画通りパネル撤去ということになりましたら、電気事業法で決められております通り、営農型太陽光発電施設につきましては太陽光発電施設事業者が撤去する費用を積み立てておかなければならないと定められておりますので、それまでに積み立てた額から撤去費用も捻出し、撤去することも計画しております。

以上です。

事務局

転用に関する工事関係が、事務局として気になったところでしたので、質問したところでした。委員の皆様からも、転用に関する何か質疑事項がございましたら、どうぞ。

すみません、事務局から続けて質問になりますがスクリー杭は、それ専用の機械があるんですか。

営農型太陽
光発電施設
事業者

ユニックをこう回しながら埋めていきます。

事務局

静かに回しながら、地中に埋めていくということですね。

営農型太陽
光発電施設
事業者

基本的にはスクリー杭でなくて、鋼材を立て掛けて、H鋼か何かの鋼材を立て掛けて架台にします。

事務局

H鋼となりますと、図面がスクリー杭なのでH鋼ですと、また話が変わってきますね。

営農型太陽
光発電施設
事業者

これは架台に付いている杭なので、図面の通りでした。すみません。私の間違いでした。

コンサル

実は、この営農型太陽光発電でも、当初は許可が出始めた頃に農地にコンクリート基礎を作ったケースがありましたが、そのままだと容易に撤去が出来ないので一時転用許可を本来受けることが出来ないとされました。その後は撤去をするときに容易に撤去できる工法を条件に組み込まれたので、スクリー杭によって撤去が容易な工法を採用しています。

初めの打設については音が出るかと思いますが、その後はユンボの力でぐいぐいと回しますので、音はほとんどしない想定です。

アルミ架台の支柱につきましても、プレカットで運び込み、現場では梁を組んでいくだけですので、使う道具はほとんどインパクトで周辺への影響はないと思われます。

事務局

はい。分かりました。

委員の皆様から何か、この転用関係、農地法第5条関係について御質疑がありましたら、よろしいですかね。

では、農地法第3条の営農について、まだ質疑事項、まだ聞きたいというところがありましたら、よろしいですかね。

はい。それでは質疑・応答を以上で終了とさせていただきます。

では、各事業者方には一度退室していただきたいと思います。

それでは、ただいまより5分間休憩を取りまして、その後採決に移ります。

(休憩)

事務局

質疑事項を終わりました、次の採決・議決に入ります。

今、休憩の間にお手元に投票用紙を配付させていただきました。この投票用紙の説明をさせていただきます。農地法第3条営農計画、農地法第5条転用計画、それぞれの可決・否決の記入をお願いします。可決と判断されましたら上に「○」です。否決と判断されましたら「×」を記入してください。記入なき場合は、棄権したものとみなすということになっております。これは農業委員会会議規則の中で議決の方法というのが、今日お手元にも配付してはいますが、第11条議決の方法、会議の議事は出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長の決するところによる。採決にあたり、可否を表明しない者は棄権したものとみなす。採決は、起立または挙手によるとありますが、今回は、ただし重要な事項については投票によるということがありますので、今回は投票での採決・議決とさせていただきます。

それぞれお配りしました投票用紙に判断を記入していただきまして、箱で私が持って回りますので、伏せてこの中に入れてください。即日集計いたしまして結果を発表いたします。

どなたがどのように判断をしたか分からないようにするため、無記名でお願いします。箱に入れるときも、順番が分からないようにし、のぞき込まないようにお願いします。四つ折りにして箱に入れてください。投票が終わりましたら、かき混ぜた後に開票します。

6番委員

2つがばらばらになってもしょうがないということですか。

事務局

3条申請は×、5条申請は○という判定もないことはないです。冒頭に説明したような事務局の見解、町長の見解、熊本県の見解というのがございますので、その辺りも考慮の上での判定をお願いしたいと思います。

それでは、今から投票に入ります。どのような結果が出たとしても、それに従って、今後進めていくこととなります。

今から投票の時間になりますので、記入が終わられた方は箱の方へお願いします。

(投票)

事務局

はい。投票は終わられたようですので、今から票を混ぜます。では、集計を行いますので、しばらくお待ちください。

(集計)

議 長 それでは、大変長い時間、協議や現地確認を終えまして、最終的に今投票をしていただきました。その結果を発表させていただきます。

 3条についても全員「○」、5条についても同じという結果になりまして、反対はなかったということで可決をするということで決定をいたしました。

 以上です。

事 務 局 全会一致ということで、事務局より2枚資料をお配りします。

 今、最後にお配りした資料について、少しお話させてもらいます。判定に影響が出るといけませんので、これは最後まで出さなかったものになりますが、1月8日の全国農業新聞に掲載されていた記事の写しになります。事務局長が気付かれまして、まさに今に関わるような記事が載っているということで、「営農型太陽光発電転用許可不要に」という見出しで、まだこれからの検討事項のようですが、国ではこういった動きもあるようで、営農型の太陽光が今回、高森町の判断は可決ということになりましたが、これだけ苦労して判定をしているものが、将来的には許可不要にというような動きになっていくかもしれないということですね。国の動きとしては、こういった再生可能エネルギーの促進という動きが強いようで、農水省側はそれに対してどう応えるかというやり取りがなされているようです。動きが中々見えませんが、営農型太陽光については推進という動きがあるようで、今後も同じような案件が出てくるかもしれないということを、最後に話をしておきたかったため配布させていただきました。

 もう一つお配りしていますのは、今後のスケジュールになります。スケジュールの真ん中辺りに1月12日、令和3年1月農業委員会総会が今日ですね。明日、早速、熊本県阿蘇地域振興局に書類を進達、提出をする予定です。そこから熊本県による審査が始まりまして、1月20日には熊本県農業会議の審議委員会が開催されます。そこに事務局が出向きまして、本日の内容を説明してまいります。その諮問の結果が1月21日から25日のどこかで答申がある予定です。その答申を受けまして、最終的にこれは阿蘇地域振興局が5条許可の審査を完了して、許可なのか却下なのかの結論が出ます。結論が出る具体的な日時は未定です。事業者側が1月末までに間に合わないといけないという話ですので、熊本県としてもそういったタイミングに合わせてくるのではないかなと思っています。振興局による5条審査が可決・許可と出た場合には、一番下にありますが、町の3条申請と併せて5条許可書を事業者と同時に交付をする

予定となっています。

説明は以上です。

それでは、この結果を事業者方にお伝えしてもよろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

事務局 はい、では。

議長 お疲れ様です。

先ほどから長時間に渡りまして、色々と意見を交換いたしまして、最終的にお約束のとおり、投票で決することといたしまして、全会一致で可ということにいたしました。(録音終了)